

平成 29 年 9 月 14 日
(最終改正 : 平成 30 年 6 月 4 日)

食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会開催要領

1. 趣旨

我が国の食品用器具及び容器包装の規制の在り方については、食品用器具及び容器包装の安全性を高めるための具体的な仕組みを検討することを目的として、学識経験者、消費者、地方自治体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を平成 28 年 8 月から開催し、平成 29 年 6 月 16 日に取りまとめが公表された。

本取りまとめにおいては、ポジティブリスト制度の導入等について提言されているが、制度を導入するに当たっての技術的事項について更なる検討が必要とされている。そのため、技術的事項の検討を目的として、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) ポジティブリスト制度の対象範囲及び具体的な仕組み
- (2) 具体的なリスク管理の方法（ポジティブリストの作成方法、添加量・溶出量規制等）
- (3) その他

3. 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が別紙の構成員の参考を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (3) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 構成員本人が検討会に出席できないときは、その申出により座長が認めた場合に構成員が推薦する者を参考人として出席させることができる。
- (5) 検討会は、必要に応じ、学識経験者等の専門家の出席をその都度求めることができる。
- (6) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課において行う。
- (7) 検討会は、原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日ホームページにおいて公表する。ただし、議事内容により非公開とする必要があると座長が認めた場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (8) この要領に定めるもののほか、検討会の開催に関し必要な事項は、座長が検討会の了承を得て定める。

(別紙)

構成員名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	職 名
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
小山 裕士	千葉県健康福祉部衛生指導課長
早川 敏幸	日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進室
広瀬 明彦	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性予測評価部長
六鹿 元雄	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長
森田 満樹	一般社団法人 FOOD COMMUNICATION COMPASS 代表